

## 日本司法支援センターの平成20年度業務実績評価に関する総合評価表(案)

年度計画の項目	評価・指摘事項等
<p>大項目1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>利用者の立場に立った業務運営を行うため、各地方事務所で年1回以上地方協議会を開催しており、関係機関等から出された意見、要望を集約して業務改善につなげる取組がなされている。利用者本位の姿勢で業務運営を行うための顧問会議が設置されたことや、民事法律扶助に関するニーズ調査が適切に実施されたことも評価できる。また、職員に対する接遇研修の実施や、支援センターの事務所へ物理的にアクセスすることが困難な高齢者・障害者等に対する出張法律相談が実施されるなど、総合法律支援法が求める特別の配慮も適切になされている。</p> <p>情報提供業務を初めとする各業務を実効的に行うために不可欠な関係機関等との連携の確保・強化についても、中央レベル、地方レベル両方の取組を通じて、目標を上回る数の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係を構築している。連携・協力関係の質についても、連携指数は昨年度に比して低下したものの、利用者の意見を参考に連携先を見直すなど、連携指数の数値に直接反映されない面での工夫が認められ、実質的には向上している。</p> <p>全国的に均質な弁護士の確保についても、全国の弁護士の約57%に相当する数の国選弁護士契約弁護士を確保し、裁判員裁判の実施及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大にも当面对応可能な水準に達している。また、地域ごとの偏りも是正される傾向が見られる。</p> <p>各地方事務所が犯罪被害者支援連絡協議会に加盟して実務担当者間での協議の場を設けるなどの努力をし、犯罪被害者週間においても関係機関・団体と共同で街頭広報活動を行うなどの取組をした結果、関係機関・団体との連携・協力関係が着実に強化されていることは評価できる。</p> <p>他方で、いまだに、支援センターの認知度は低く、広報活動に更なる工夫が必要である。</p> <p>コンプライアンス体制について、規程の作成、監査の実施などにより確立されているが、監査の実施数は十分とまでは言えず、今後、限りある人員体制の下で、可能な限り多くの事務所で行われることが期待される。</p> <p>常勤弁護士確保のために積極的な取組を行い、常勤弁護士55名を確保し、司法過疎対応地域事務所を新たに7か所設置したこと、司法過疎地域の近隣の地方事務所に配置された常勤弁護士による巡回サービスを引き続き実施したこと等は評価でき、司法過疎対策として一定の成果が上がっているが、実質的ゼロワン地域はなお残っているため、そのような地域の解消のための更なる取組が期待される。また、裁判員裁判の実施、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、今後の民事法律扶助の拡充等に対応するため、引き続き、所要の常勤弁護士確保の取組を進めるべきである。</p>

<p>大項目2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等の一体的な遂行による人的・物的体制の合理化・効率化を図るとともに、多様な雇用形態及び国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の導入や、採用・昇級・昇格における公正なルールの適用、物件費における一般競争入札の原則化等により、経費の合理化・効率化が図られている。</p> <p>情報提供業務及び犯罪被害者支援業務については、コールセンターで一元的・集中的に情報提供業務を行うことにより、業務の合理化・効率化を図ったほか、業務量の増加に応じたオペレーター等の配置をしつつ、その他の経費を見直して外部委託費の総額を前年度より低額に抑えたり、オペレーターの研修等を重ねて一定の時間内でより多くの問い合わせを受けられるようにするなど、サービスの質を低下させずにより低コストで同等のサービスの提供を行う努力がなされている。また、関係機関・団体のデータベースを充実させ、連携する関係機関・団体に対してその利用に対する理解を求めている。</p> <p>民事法律扶助及び国選弁護士確保業務に関しては、それを担う常勤弁護士の採用数が十分ではないため、所要の常勤弁護士を確保するため、更なる工夫・努力が求められるところであるが、反面、採用済の常勤弁護士に対するきめの細かい研修の実施や常勤弁護士の執務環境整備に向けた努力、一括国選弁護士契約弁護士数の増加など、業務処理全般の合理化・効率化を図るための取組については評価できる。</p>
<p>大項目3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>情報提供業務については、FAQの充実を図るとともに、地方事務所の窓口対応職員に、相談業務経験者を配置するなどして、提供する情報の質の向上を図っている。</p> <p>民事法律扶助業務については、援助申込みから代理人選任までの期間を短縮するため、審査の合理化・迅速化を図ったが、援助件数の増加という事情もあり、全体的にほぼ横ばいにとどまった。また、提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地の地方事務所において契約弁護士・契約司法書士向けの研修を実施するなどしたが、すべての地方事務所において研修がなされたわけではなく、十分とはいえない。いずれの点についても、更なる努力が期待される。</p> <p>国選弁護士関連業務については、裁判所の指名通知請求からおおむね目標時間内に国選弁護人の指名・通知を行い、迅速・確実な国選弁護士候補者の提供に努めている。また、国選弁護士契約弁護士に対し、解説書の配布や説明会の実施等、一定程度の研修を実施していることは認められるが、弁護士による国選弁護士報酬の不正請求事案が発生したことを踏まえ、日本弁護士連合会等と連携協力して、所要の取組を行うことが期待される。</p> <p>犯罪被害者支援業務については、犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員の配置、職員に対する研修の実施などにより、業務の質の向上に努めるとともに、犯罪被害者支援に関する関係機関・団体等からの意見等聴取を行い、業務の質の向上につなげる取組を行った。精通弁護士の確保も進んでおり、被害者参加制度についての情報提供や、犯罪被害者が損害賠償による被害回復を求める際の民事法律扶助制度の利用案内も適切に行われている。</p> <p>司法過疎対策業務については、司法過疎対応地域事務所に配置された常勤弁護士が利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、合理的な受任事件の配分が行われる目安が定められ、地域の実情に応じた柔軟な事件受任が行われている。</p> <p>関係機関との連携強化については、全ての地方事務所ですらなくとも1回、地方協議会を開催し、様々な分野において関係機関と意見交換を行い、連携・協力関係を強化し、支援センターの業務に関する理解を得ている。</p>

<p>大項目4 予算, 収支計画及び資金計画</p>	<p>支出については、一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っており、次年度への繰越金の額も前年度からの繰越額とほぼ同額になっているなど、中期計画予算の執行として許容の範囲内にある。</p> <p>しかし、人件費の執行が予算を大きく下回る一方、物件費の執行が予算を超過したことや、自己収入額の確保に向けた努力は評価し得るもののその金額がまだまだ十分な水準にあるとは言えないこと、また、民事法律扶助における償還金の適正な確保に向けた取組も十分とは言えないことなどからすれば、今後、いずれの点についても、より一層の工夫、努力が期待される。</p>				
<p>大項目5 短期借入金の限度額</p>	<p>該当なし</p>				
<p>大項目6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p>	<p>該当なし</p>				
<p>大項目7 剰余金の使途</p>	<p>該当なし</p>				
<p>大項目8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 809 748 956"> <p>(1) 施設・設備に関する計画</p> </td> <td data-bbox="748 809 2042 956"> <p>平成21年度の業務量増大を視野に入れ、事務所スペースの増加やレイアウトの変更等を念頭においた施設・設備の確保がなされている。なお、貸借対照表上の「建物」は、パーティション等の付属設備であり、遊休資産はなく、資産は有効活用されている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 956 748 1275"> <p>(2) 人事に関する計画</p> </td> <td data-bbox="748 956 2042 1275"> <p>平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務である。今年度は55名の常勤弁護士を確保したものの、依然として目標数には達しておらず、裁判員裁判の実施への対応、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、民事法律扶助の充実及び司法過疎地域の解消等の課題に十分対応し得るだけの常勤弁護士の確保には至っていない。質量ともに十分な弁護体制の整備に向け、更なる創意工夫が必要である。</p> <p>常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成への配慮が認められる。また、職員の給与体系や人事評価システムも職員の能力を反映したものとなるよう工夫されている。</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 施設・設備に関する計画</p>	<p>平成21年度の業務量増大を視野に入れ、事務所スペースの増加やレイアウトの変更等を念頭においた施設・設備の確保がなされている。なお、貸借対照表上の「建物」は、パーティション等の付属設備であり、遊休資産はなく、資産は有効活用されている。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p>	<p>平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務である。今年度は55名の常勤弁護士を確保したものの、依然として目標数には達しておらず、裁判員裁判の実施への対応、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、民事法律扶助の充実及び司法過疎地域の解消等の課題に十分対応し得るだけの常勤弁護士の確保には至っていない。質量ともに十分な弁護体制の整備に向け、更なる創意工夫が必要である。</p> <p>常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成への配慮が認められる。また、職員の給与体系や人事評価システムも職員の能力を反映したものとなるよう工夫されている。</p>
<p>(1) 施設・設備に関する計画</p>	<p>平成21年度の業務量増大を視野に入れ、事務所スペースの増加やレイアウトの変更等を念頭においた施設・設備の確保がなされている。なお、貸借対照表上の「建物」は、パーティション等の付属設備であり、遊休資産はなく、資産は有効活用されている。</p>				
<p>(2) 人事に関する計画</p>	<p>平成21年度の業務量拡大に対応できる人的態勢の整備が急務である。今年度は55名の常勤弁護士を確保したものの、依然として目標数には達しておらず、裁判員裁判の実施への対応、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、民事法律扶助の充実及び司法過疎地域の解消等の課題に十分対応し得るだけの常勤弁護士の確保には至っていない。質量ともに十分な弁護体制の整備に向け、更なる創意工夫が必要である。</p> <p>常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成への配慮が認められる。また、職員の給与体系や人事評価システムも職員の能力を反映したものとなるよう工夫されている。</p>				

## 全体評価

平成18年度から平成21年度までの最初の中期目標期間(4年間)は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点を置いている。3年目である平成20年度は、平成21年5月の裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に備えた人的・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備をほぼ完了させるとともに、前年度までに軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で何らかの改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価した。平成20年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗していると認められるが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面もあった。

体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価、職員に対する研修等がされている。また、各種業務を円滑に遂行する上で不可欠な関係機関・団体との連携関係を強化し、利用者及び関係機関等の意見・要望等を業務運営に反映するための地方協議会の開催が地道に継続されているほか、新たに顧問会議の設置・開催等の取組も行われており、これらの体制整備に関する取組は評価できる。また、役員等で構成される執行部会が業務執行上の重要事項に関する方針決定を行い、これを各地の地方事務所へ徹底する仕組みを採用する一方、各種会議を通じて、役職員が地方事務所の実情や問題点を直接把握する仕組みも設けられており、役職員のイニシアティブにより業務改善を図る取組もなされている。

情報提供業務に関しては、コールセンターによる集中的な情報提供、相談業務経験者の地方事務所の窓口への配置などの取組や、FAQ、関係機関データベースの充実により、効率的に質の高い情報提供を行っている。

民事法律扶助に関しては、前年度を上回る契約弁護士・契約司法書士を確保し、前年度を上回る援助実績を上げており、業務量が増大する中で、審査の合理化・迅速化等の業務の質の向上のための取組も行われたが、今後も審査の適正を確保しつつ、援助の申込みから代理人選任までの期間の短縮に取り組むべきである。

国選弁護関連業務については、契約弁護士の確保を進め、裁判所の要請に応じて迅速かつ確実に指名・通知業務を行う体制の整備を続けており、その結果、裁判員裁判の実施や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大にも対応可能な水準に達することができた。

犯罪被害者支援業務については、各地の犯罪被害者支援団体等との連携を強化し、各地の弁護士会と連携してより多くの弁護士が精通弁護士名簿に登録されたほか、犯罪被害者支援の経験のある者を窓口配置する、職員に対する研修を行うなどの方法により、業務の質の向上を図っている。

他方、今回の評価作業を通じて、今後の課題と考えられる点については、項目別評価及び大項目における評価で既に指摘したところであるが、特に、①支援センターの認知度が低いこと、②常勤弁護士の確保に難航していること、及び③民事法律扶助の償還金の滞納率が改善されていないことを指摘することができる。

①については、国民に身近な司法を目指す支援センターにとって、その存在及び業務内容等を国民に周知することが極めて重要であり、国民への周知があつて初めて支援センターがその目的を達成することができるのであるところ、前年度に引き続き、依然として支援センターが国民に十分認知されていない現状が続いている。支援センターにおける各種取組が奏功してか認知度自体は微増傾向にあるものの、不十分と言わざるをえない。国民への周知徹底については、早急に更なる工夫をし、認知度向上のための新たな取組がなされる必要がある。

②については、依然として残る司法過疎地域の解消という観点などからして、常勤弁護士は不可欠な存在であることから、所要の常勤弁護士の確保は重要な課題である。今年度は55名の常勤弁護士を採用したが、全体として所要の常勤弁護士が確保できていない状態は継続しており、今後も、所要の常勤弁護士確保に向けた真摯な取組がなされることを期待する。

③については、国費から支出されている立替金については、納税者に対する説明責任を果たすことが求められるため、適切な管理が行われて当然であるという観点からも、資産価値のない不良債権を資産計上することが適切でないという観点からも、滞納率が改善されていないことは重大な問題であり、今後、早期に、目に見える成果を上げることを期待する。

最初の中期目標期間の最終年度となる平成21年度も、支援センターが真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるために、サービス提供者の立場ではなく、利用者の立場に立った業務運営を行うことを常に心がけることが重要である。支援センターには、利用者の立場に立ちつつ、創意工夫により業務運営の効率化を図りつつ、業務の質の向上を図ることを期待する。